

問Ⅵ - 4 - ⑧ (会計基準)

公益法人会計基準第1総則2に新たに規定された「継続組織の前提」とは、どのようなものでしょうか。

また、「継続組織の前提」が成り立たないのは、具体的には、どのような場合でしょうか。その場合、どのように財務諸表を作成すればよいのでしょうか。

答

1 「継続組織の前提」とは、財務諸表の作成及び作成基準は、法人が継続して活動することを前提としている、というものです。組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合には、公益法人会計基準は適用されないという考え方であり、実務上は、従来からそのように取り扱われています。

公益法人会計基準においては、財務諸表の注記として「継続事業の前提に関する注記」は規定されていましたが、継続組織を前提としたものであること自体についての明文の規定がありませんでした。今般の規定は、新たな考え方を示したのではなく、確認的に明記されたものです。

2 「継続組織の前提」が成り立たない具体的な場合としては、例えば、社団法人が社員総会決議により解散決議を行い、あるいは財団法人において定款で定めた法人の存続期間が満了となり、解散して清算手続きに入った場合においては、「継続組織の前提」は成り立たないこととなります。

「継続組織の前提」が成り立たない場合には、継続組織を前提とする会計基準は適用されないことになるため、資産及び負債については清算等を前提とした処分価格等にすべて評価替えした上で財務諸表を作成することになると考えられます。

例えば、固定資産について、取得原価から一定の耐用年数を仮定した減価償却累計額を控除して評価することは、継続組織を前提として行われる会計処理であるため、処分価格への評価替えの検討や、退職給付引当金については未払退職金として確定債務に変更することが考えられます。

(参考) 公益法人会計基準 (一部抜粋)

第1 総則

1 (略)

2 継続組織の前提

この会計基準は、公益法人が継続して活動することを前提としている。したがって、組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合には、この会計基準は適用されない。

(参考条文)

一般社団・財団法人法施行規則第 69 条 法第二百二十五条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 (略)

一般社団・財団法人法第 206 条 一般社団法人又は一般財団法人は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（百四十八第条第五号又は第二百二条第一項第四号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 三 設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

一般社団・財団法人法第 225 条 清算人（清算人会設置法人にあつては、第二百二十条第七項各号に掲げる清算人）は、その就任後遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第 206 条各号に掲げる場合に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2～4 (略)